

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会
多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会規程

(設 置)

第1条 多摩市におけるボランティア・市民活動の振興及び向上を図り、もってボランティア・市民活動のまちづくりを推進するため、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 運営委員会は、市民一人ひとりの価値観・ニーズに沿った多様なボランティア・市民活動を支援するため、多摩ボランティア・市民活動支援センターの機能強化を図り、センターの円滑な運営を目的とする。

(構 成)

第3条 運営委員会は、別添内規の該当する者のうちから選出し、10人以上で16人以内をもって構成する。

2 委員は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(所掌事項)

第4条 運営委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 多摩ボランティア・市民活動支援センターの事業計画及び企画に関すること。
- (2) 多摩ボランティア・市民活動支援センターの予算について提言すること。
- (3) 多摩ボランティア・市民活動支援センターの運営及び機能に関すること。
- (4) 多摩ボランティア・市民活動支援センターの設備に関すること。
- (5) 多摩ボランティア・市民活動支援センターの利用に関すること。
- (6) その他、多摩ボランティア・市民活動支援センター運営上で必要と認めたこと。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員長は、運営委員会を招集し、会議を主宰する。

2 運営委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、基本的に四半期ごとに定例会を開催する。ただし、必要に応じて臨時に会議を開催することができる。

(専門委員会)

第8条 運営委員長が必要と認めた場合は、運営委員会の中に、事業企画、調査などの専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び任期については、運営委員長が運営委員会に諮って定める。

3 運営委員長は、運営委員会に諮り、第3条に定める委員とは別に、知識や経験を有する者を専門委員会の構成員に指名することができる。

4 専門委員会の構成員について、人数及び任期は、運営委員長が運営委員会に諮って定める。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに置く。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。